

非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程

目 次

- 第1章 総則
 - 第1条 目的
 - 第2章 勤務時間
 - 第2条 勤務時間及び休憩時間
 - 第3条 時間外勤務
 - 第3章 休暇
 - 第4条 年次休暇
 - 第5条 年次休暇の単位
 - 第6条 年次休暇の時季変更及び時季指定
 - 第7条 年次休暇の繰越し
 - 第8条 年次休暇中の給与
 - 第9条 年次休暇以外の有給休暇
 - 第10条 年次休暇以外の有給休暇の単位
 - 第11条 無給休暇
 - 第12条 無給休暇の単位
 - 第13条 休暇の請求等
 - 第4章 雑則
 - 第14条 実施細則
 - 第15条 別段の取扱い
 - 第16条 本規程の管理部署
- 附 則

別表第1～第5

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、非常勤職員の任用に関する規程（人事一法B－非常勤任用）第11条及び職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A－勤務時間。以下「職員勤務規程」という。）第1条第2項の規定に基づき、非常勤職員（参事を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 非常勤職員の在宅勤務に関する事項については、この規程に定めるもののほか別に定めるところによる。

第2章 勤務時間

(勤務時間及び休憩時間)

第2条 非常勤職員の勤務時間は、1日につき7時間30分を超えず、かつ、1週間当たり37時間30分を超えない範囲内において、理事長が定めるものとする。

2 前項の規定に基づき割り振られる1日の勤務時間は、原則として職員勤務規程別表第1-1から別表第1-5までのそれぞれに掲げる事務所又は支所ごとに当該表中の最も早い始業時刻と最も遅い終業時刻の範囲内で定めるものとする。

3 理事長は、非常勤職員ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までの間（以下「勤務間インターバル」という。）として、少なくとも11時間の継続した休息時間を与えるよう努める。勤務間インターバルを確保するために、特定の非常勤職員がすでに割り振られた勤務時間を変更することが必要な場合は、前項の規定にかかわらず、職員勤務規程別表第1-6の始業時刻とすることができる。

4 非常勤職員の休憩時間は、職員勤務規程第7条の規定を準用する。

5 理事長は、特定の非常勤職員について割り振られる勤務時間及び休憩時間を変更する必要があると認める場合は、前4項の規定にかかわらず、職員勤務規程第8条第3項を準用する。

(時間外勤務)

第3条 理事長は、非常勤職員に対し、前条に定める勤務時間を超える勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずる場合は、職員勤務規程第12条の規定を準用する。

第3章 休暇

(年次休暇)

第4条 非常勤職員に付与する年次休暇は、次の各号に掲げる要件を満たす非常勤職員について当該各号に掲げる日数とする。

- 一 1週間の勤務日が5日とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から3月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したとき。

継続勤務期間が3月を超えることとなる日（以下「3月経過日」という。）に雇用の日から1年3月間において3日

- 二 前号に掲げる職員が、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したとき。

継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算した1年間において10日（前号において3日付与された職員は7日）

- 三 前二号に掲げる職員が、雇用の日から1年3月以上継続勤務し、3月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したとき。

それぞれ次の1年間において、10日に、別表第2の左欄に掲げる3月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数を加算した日数（当該日数が20日を超える場合は、20日）

- 四 1週間の勤務日が3日又は4日とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。以下本号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上216日以下であるものが、雇用の日から3月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したとき。

継続勤務期間が3月を超えることとなる日に雇用の日から1年3月間において、1週間の勤務日が3日又は4日とされている職員にあっては別表第3-2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

- 五 前号に掲げる職員が、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したとき。

継続勤務期間が6月を超えることとなる日から起算した1年間において1週間の勤務日が4日とされている職員及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が169日以上216日以下であるものには7日（前号において付与された職員は、その日数を減じた日数）、1週間の勤務日が3日とされている職員及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上168日以下であるものには5日（前号において付与された職員は、その日数を減じた日数）

- 六 前二号に掲げる職員が、雇用の日から1年3月以上継続勤務し、3月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したとき。

それぞれ次の1年間において、別表第3の1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数

- 七 1週間の勤務日が2日以下とされている職員及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上120日以下であるものが、雇用の日から6月継続勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したとき。

それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が2日以下とされている職員にあっては別表第3-3の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

（年次休暇の単位）

第5条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、第2条第1項において定められた勤務時間をもって1日とする。

(年次休暇の時季変更及び時季指定)

第6条 第4条の年次休暇については、非常勤職員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、理事長は、業務の運営に支障がある場合には時季を変更することができる。

2 年次休暇が10日以上与えられた非常勤職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該非常勤職員の有する年次休暇日数のうち5日(1日を単位にするものに限る。)について、機構が当該非常勤職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、当該非常勤職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合は、当該取得した日数分(1日を単位にするものに限る。)を5日から控除するものとする。

(年次休暇の繰越し)

第7条 年次休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、その残日数(1日未満の端数を含む。)を、次の1年間に繰り越すことができる。

2 繰り越された年次休暇がある非常勤職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

(年次休暇中の給与)

第8条 年次休暇は有給とする。

(年次休暇以外の有給休暇)

第9条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員(第八号の休暇にあつては、6月以上の任期が定められている非常勤職員又は6月以上継続勤務している非常勤職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))とし、第九号、第十二号及び第十三号の休暇にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

二 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

7日の範囲内の期間

イ 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

四 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤する

ことが著しく困難であると認められる場合

必要と認められる期間

- 五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

- 六 非常勤職員の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

- 七 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間

- 八 非常勤職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年の6月から10月までの期間）内における、週休日、休日及び振替休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間で勤務日の日数の区分に応じ、イからハに定める日数

イ 1週間の勤務日が2日又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が48日以上120日以下：1日

ロ 1週間の勤務日が3日又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上168日以下：2日

ハ 1週間の勤務日が4日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が169日以上：3日

- 九 非常勤職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

- 十 分べん予定日から起算して6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合

出産の日までの申し出た期間

- 十一 女子の非常勤職員が出産した場合

出産（妊娠満12週以後の分べんをいう。以下第十三号において同じ。）の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- 十二 非常勤職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

- 十三 非常勤職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（職員勤務規程第5条第2項第一号において

子に含まれるものとされる者を含む。第11条第五号イ及びハを除き、以下同じ。) 又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

当該期間内における5日の範囲内の期間

(年次休暇以外の有給休暇の単位)

第10条 年次休暇以外の有給休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、前条第九号、第十二号及び第十三号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、前条第九号、第十二号及び第十三号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 1時間又は1分を単位として付与された休暇を日に換算する場合には、第2条第1項において定められた勤務時間をもって1日とする。

(無給休暇)

第11条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員(第四号及び第五号の休暇については、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上の任期が定められている者若しくは6月以上継続勤務している者とし、第八号の休暇にあつては6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 削除

二 削除

三 生後1年に達しない子(職員勤務規程第5条第2項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。)を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の非常勤職員にあつては、その子の当該非常勤職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第三号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第二号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。)が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定若しくは人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第2項第三号により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

四 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同

じ。)を養育する非常勤職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

五 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号において「要介護者」という。)の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 非常勤職員と同居(非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。)しているものであつて、非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で以下に定めるもの

(1) 父母の配偶者

(2) 配偶者の父母の配偶者

(3) 子の配偶者

(4) 配偶者の子

六 女子の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

七 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

八 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前二号に掲げる場合を除く。)

1の年度において第4条第1項第一号に掲げる職員にあつては10日の範囲内の期間とし、同項第四号に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあつては別表第5の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

九 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

必要と認められる期間

(無給休暇の単位)

第12条 無給休暇の単位は、1日、1時間又は1分とする。ただし、前条第四号及び第五号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、前条第四号及び第五号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 1時間又は1分を単位として付与された休暇を日に換算する場合には、第2条第1項において定められた勤務時間をもって1日とする。

(休暇の請求等)

第13条 第4条、第9条及び第11条の休暇の請求等の手続については、職員勤務規程第16条、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、「病気休暇、子の看護休暇及び特別休暇」とあるのは「年次休暇以外の有給休暇及び無給休暇」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(実施細則)

第14条 この規程によるほか、実施に必要な事項については、勤務時間管理規程（人事一法B-時間管理）に準ずることとする。

(別段の取扱い)

第15条 理事長は、職務の特殊性その他の事情により、この規程により難しい場合には、別段の取扱いをすることができる。

(本規程の管理部署)

第16条 本規程を管理する担当課は企画管理部人事企画課とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年4月1日から施行する。

(規程の特例)

第2条 この規程に定める他、この規程の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これを定めるまでの間は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を適用される国家公務員の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成14年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成19年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成22年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日において、1週間の勤務日が5日とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、施行日において雇用の日から3箇月以上6箇月未満継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したときは、第4条第一号中「継続勤務期間が3箇月を超えることとなる日」とあるのは、「施行日」と読み替えて適用するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (20201130 評基第 003 号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、制定の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

第2条 この規程に定める他、この規程の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これを定めるまでの間は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の例及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を適用される国家公務員の例による。

第3条 附 則（平成13・04・01 評基第 012 号）第2条は廃止する。

附 則 (20211228 評基第 009 号)

(施行期日)

第1条 この規程は令和4年1月1日から施行する。

附 則 (20220331 評基第 018 号)

(施行期日)

第1条 この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則 (20220926 評基第 005 号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (20240327 評基第 011 号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2

3月経過日から起算した継続勤務年数	日数
1年	1日
2年	2日
3年	4日
4年	6日
5年	8日
6年以上	10日

別表第3

1週間の勤務日の日数		4日※	3日
1年間の勤務日の日数		169日から216日まで	121日から168日まで
雇用した日から起算した継続勤務期間	1年3月	8日	6日
	2年3月	9日	6日
	3年3月	10日	8日
	4年3月	12日	9日
	5年3月	13日	10日
	6年3月以上	15日	11日

※1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。

別表第3-2

1週間の勤務日の日数		4日※	3日
1年間の勤務日の日数		169日から216日まで	121日から168日まで
日数		2日	1日

※1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。

別表第 3 - 3

1 週間の勤務日の日数		2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		7 3 日 から 1 2 0 日 ま で	4 8 日 から 7 2 日 ま で
雇用した日か ら起算した継 続勤務期間	6 月	3 日	1 日
	1 年 6 月	4 日	2 日
	2 年 6 月	4 日	2 日
	3 年 6 月	5 日	2 日
	4 年 6 月	6 日	3 日
	5 年 6 月	6 日	3 日
	6 年 6 月 以上	7 日	3 日

別表第 4

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

別表第5

1週間の勤務日の日数	4日※	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

※1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。